

政令第二百二号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第三欄第二号中「並びに同法」を、「同法」に、「（別表第四の一の項において「専修学校等」を「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（別表第五において「幼保連携型認定こども園」に改め、「この表」の下に「及び別表第四の一の項」を加える。

別表第四の一の項第三欄第一号中「（学校教育法第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。

）、「専修学校等及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（別表第五において「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

学校教員統計調査の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の教育委員会が行う調査に関する事務の対象に
幼保連携型認定こども園を追加する必要があるからである。